資料２－２

土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件の一部改正案等に対する意見募集における御意見の概要及び御意見に対する考え方（案）

１．意見提出期間：令和８年９月３日（木）から令和８年 10 月２日（金）まで

２．実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

３．意見提出方法：e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

４．意見募集結果：

（1）意　見　総　数：88 件

（2）意 見 の 分 類：

土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準の一部を改正する件（案）の概要に対する御意見	42 件
土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準の一部を改正する件（案）の概要に対する御意見	18 件
要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法の一部を改正する件（案）の概要に対する御意見	24 件
その他の御意見	4 件

黄色ハイライト：意見等を踏まえて修正した意見

土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準の一部を改正する件（案）の概要に対する御意見

※提出いただいた御意見から一部要約、整理しています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
1	平成 31 年環境省告示第 5 号に形質変更時要届出区域の施行方法を規定するべきではない。規則第 53 条第 1 号を改正し、要措置区域と形質変更時要届出区域で施行基準の告示を分けるべき。	御意見を踏まえ、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準については、土壌汚染対策法施行規則第 53 条第 1 号において定め、新たな告示といたします。
2	概要のイ(1)（イ）の記載について、「前に又は」を「前に、又は」とし、文末の「こと」を「こと。」とすべき。	適切な記載にいたします。
3	「三　形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の方法は、次のイ及びロのいずれにも該当することとする。」について、最も浅い帯水層で土地の形質の変更を行う場合の本条項の適用関係を明確にしてほしい。	
4	表題では要措置区域のみ記載されているが、形質変更時要届出区域は対象外となるのか。	本改正（案）概要は、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を規定しております。
5	要措置区域は健康被害のおそれがある土地であるため、第一種特定有害物質が第二溶出量基準不適合の要措置区域における形質変更や最浅の準不透水層より深い帯水層まで形質変更を行う場合にあっては、遮水構造物の設置を原則として残すべきである。	本改正（案）の概要は、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を規定するものであり、要措置区域における施行方法の基準は改正の対象ではありません。

	また、第二種・第三種について、地下水の水質の監視により遮水を外す場合は、観測井の配置、測定頻度、汚染拡大時の中断と知事への報告を告示本文に書くべきである。（２件）	
6	改正の趣旨や方法の例について具体的にガイドライン等で示してほしい。	通知等において必要な説明を記載いたします。
7	改正の趣旨を確実に達成できるよう、通知・ガイドライン等の記載の明確化、充実化を行うべき。	
8	大規模・長期工事において、手続きに係る負担軽減のため、本改正に伴い法第 12 条届出については、あらかじめ包括的に届出し、その範囲内の軽微な変更については事後報告で対応可能とする等、手続きの合理化を図るべき。	御意見のことについては、制度の運用において個別の事情に応じた適切な対応を行っていただく必要があると考えます。
9	改正後の円滑な運用のため、施行までに説明会の開催や QA 集等の整備が必要不可欠だと考える。	施行後の円滑な運用のため、改正告示の公布後、できる限り早期に施行通知を発出するとともにガイドラインの改訂等を行い、必要な周知を行ってまいります。
10	改正に伴いガイドラインを改訂する際には、地下水モニタリングに係る観測井の設置深度や位置、本数について考え方を記載していただきたい。	ガイドラインにおいて必要な説明を記載いたします。
11	制度を実効的に利用できるよう、観測井戸の位置、本数、深度、記録保存等について、全国共通の運用指針と具体例を示してほしい。	通知等において必要な説明を記載いたします。
12	観測井は単に形質変更範囲の周縁に設置するだけでなく、地下水の流向、流速、季節変動等を踏まえ、地下水汚染拡大を把握出来る位置・数及び深度とするべき。また、汚染拡大だけでなく、継続的な濃度上	観測井の設置地点、数及び深度については、土壌汚染の程度、土地の形質の変更の方法及び期間等に基づき、個別具体的に判断することとなります。 通知等において必要な説明を記載いたします。

	昇等に留意するとともに、工事終了後も必要な期間の確認測定を行える仕組みとしていただきたい。	
13	イ(1)及びロの方法についても、地下水汚染の拡大が認められた場合には対応が必要である旨を通知等により明確にされたい。	通知等において必要な説明を記載いたします。
14	「地下水汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大していると認められる場合」について、その判定方法及び必要な措置を明確にされたい。	
15	地下水汚染が拡大していると認められる場合の「地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること」について、当該措置の効果の確認の要否や措置の終了要件について具体的に示す必要があると考える。	
16	「地下水汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大していると認められる場合 」がどのような場合を指すのか、通知等で明確にされたい。	
17	三のイ(2)（ロ）について、「地下水汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大していると認められる場合」とは、当該土地の形質の変更前の地下水の汚染状態と比較して、汚染が進む傾向がみられるという理解でいいか。また、一過性の超過であれば許容されるのか。	御意見のとおりです。なお、一過性であっても形質変更に起因して地下水汚染が拡大したと認められる場合には、汚染拡大防止の措置を講じる必要があります。
18	三のイ(2)（ロ）について、地下水汚染の拡大が認められた場合、この時点からの拡大の防止が措置の対象となるのか、既に拡大した地下水汚染を含めて措置の対象となるのか、明確にするべき。	既に拡大している地下水汚染も含めて措置の対象となります。

19	今回、埋立地管理区域の管理値が示されたが、形質変更時要届出区域の管理値はどう考えれば良いか。地下水基準を既に超過している場合、傾向管理となるのか。	施行方法の基準は、土地の形質の変更に伴う地下水汚染の拡大を防止することを目的としております。このため、形質の変更に着手する前から地下水基準を超える地下水が既に確認されている場合には、着手前の測定結果との比較等により、形質の変更に起因する地下水汚染が拡大していないことを確認することが考えられます。
20	準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合において、当該帯水層で既に地下水汚染が認められる場合には、最も浅い帯水層において土地の形質の変更を行う場合とリスクが変わらないため、地下水モニタリングによる方法を認めるべきではないか。	既に最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層において地下水汚染が認められている場合であっても、当該帯水層に基準不適合土壌又は特定有害物質が更に流出することを防止するため、改正案の施行方法が適当であると考えます。
21	新たに認められる施工方法をガイドライン等に例示する際、自治体職員が可否を判断できるよう認められる施工方法を具体的に示し、考え方に沿っている方法であれば例示されない方法であっても差支えないことを明文化されたい。	通知等において必要な説明を記載いたします。
22	「基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置」とあるが、具体的にはどのような工法か。	掘削土が継続して地表面に排出される等、形質変更に伴う深度方向への土壌の押込み及び落込みが軽微となる施行方法であり、遮水壁の設置やベントナイト、セメントミルクその他の遮水効果を有する材料の注入等により、形質変更に伴う下位帯水層への水みちの形成が一時的かつ小規模であり、形質変更後に下位帯水層への継続的な水みちが残存しない施行方法が考えられます。具体的な考え方は通知等において必要な説明を記載いたします。
23	現在、ガイドラインでは、理想的な施行方法が示されているが、技術的に困難な部分もあるため、より現実的な施行方法の例も記載してほしい。	ガイドライン等で具体的な例を記載いたします。

24	「土地の形質の変更と一体として」と記される工法について、第１回土壌調査対策技術ワーキンググループの資料で示されているような具体的な例をガイドライン等に示していただきたい。（３件）	
25	実施措置としての原位置封じ込めや遮水工封じ込めについて、これらの遮水構造物は廃棄物処理法（廃掃法）における処分場の構造基準と同様な考えで定められており、同法の運用で示された「港湾における管理型海面最終処分場の高度利用の指針―底面遮水層を貫通する杭の施工にあたって―」では廃棄物層を貫通する施行方法として二重管杭工法を推奨していることから、実施措置としてのこれらの封じ込めが行われている形質変更時要届出区域において、改正案の施行方法は適当か。	土壌汚染対策法と廃棄物処理法では、規制の目的や対象が異なります。今回の改正案は、土壌汚染対策法における地下水汚染の拡大防止の観点から必要な施行方法を定めるものであり、改正案の施行方法は適当であると考えております。
26	「当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにする」とあるが、ここでいう地下水とは自然状態の地下水位と解すればよく、消雪用井戸の稼働等により一時的に地下水位が低下しているときに構造物を設置した場合、その後、自然変動によりもとの水位に戻ることは「設置する前の地下水位」を超えたことに該当しないと解してよいか。	「当該構造物を設置する前の地下水位」は、消雪用井戸の稼働などの一時的な人為的影響を受けた水位ではなく、土地の形質の変更前の通常の状態における地下水位とすることが適当であると考えます。一時的に地下水位が低下している時期に構造物を設置した場合でも、その後の自然変動によって通常の状態の地下水位まで戻ることは、「設置する前の地下水位」を超えたことには該当しないと考えられます。 通常の状態における地下水位は、設置時点の一時的な水位だけではなく、季節変動や日変動も考慮して評価することが望ましいと考えておりますが、構造物の設置前に地下水の変動範囲を把握することが難しい場合等には、個別具体的に判断することとなります。
27	１項イに記載されている「鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること」と、今回改正で３項に記載される「鋼矢板その他の	本改正（案）は、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合において、汚染の拡散を防止

	構造物を設置する等により遮水すること」の違いが分かりづらい。結局、鋼矢板やSMWの施工を指導されることになるのではないか。 また、現地地盤の透水係数にもよるが常時排水を実施することにより準不透水層への根入れがなくとも水位低下可能であり、施行方法として認めるべき。	できる施行方法にもかかわらず、現行の施行方法の基準の要件では、基準に適合した施行方法として認められない事例があるとの指摘があることから、土地の形質の変更の前に遮水の効力を有する構造物を設置する方法に加え、土地の形質の変更と一体として遮水効果を有する材料の注入等を行い遮水する施行方法についても対象とするものであり、必ずしも鋼矢板等の構造物の設置のみに限定する趣旨ではありません。 また、地下水の水質を監視する施行方法も認められることから、必ずしも構造物を準不透水層まで根入れする方法に限られるものではなく、地下水位を低下させる等の措置を講じながら地下水の水質を監視する方法も考えられます。
28	「土地の形質の変更と一体として」という表現の意図をガイドライン等で明記してほしい。	通知等において必要な説明を記載いたします。
29	「遮水」という表現について、関係者間で認識の齟齬が生じないよう意図をガイドライン等で明記してほしい。また、汚染土壌の適正管理を考慮し、「形質の変更の範囲の内外の地下水を適切に管理する」といった表現としてはどうか。	
30	イ(1)ロについて、土地の形質の変更と一体として遮水する場合、形質の変更が終了するまでの間、地下水位の低下等の措置を講じることは困難であると考える。そのため、「地下水位が高くなることが汚染拡大を助長しない場合は、その限りではない。」等の条件を付してはどうか。	「構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること」については、地下水位の上昇により地下水汚染が拡大することを防止することを趣旨とするものであり、通知等において必要な説明を記載いたします。

31	イ(1)ロについて、形質変更範囲内の地下水位の管理は、工法や地下水の有無に応じて、適用を除外できる旨を規定してはどうか。	工法や地下水の状況から、土地の形質の変更によって基準不適合土壌が帯水層に接することがない場合は、本改正（案）の概要でお示ししている基準の対象とはならず、地下水位の管理も要しません。一方、帯水層に接する場合には、新たな汚染の拡散を防止するために地下水位の管理が必要です。 以上から、適用除外の規定を別途設けることは考えておりません。
32	第２回土壌調査対策技術ワーキンググループで示された施行方法の例では、安定液を注入し、土地の形質の変更と一体として遮水の効力を有する構造物を構築しているが、当該構造物を維持し、遮水の効力を継続するためには、地下水位を設置する前よりも高く保持しなければならない。この場合、「当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。」の規定を満たすことはできないと思われるが、同例を適用する場合、安定液の液面は、当該構造物を設置する前の地下水位を超えてもよいと理解してよろしいか。（３件）	安定液は、遮水の効力を有する構造物を構築する材であるため、安定液の液面は、「（イ）の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位」にはあたらないと考えます。
33	三のイの(1)及び(2)について「三 イ （1）鋼矢板その他の構造物を設置する等したうえでの水位管理、（2）観測井を設けたうえでの水質監視」の規定に関して、地下水位が土地の形質の変更深さに比べて明らかに低く、雨天時の一時的な地下水位上昇等に対して、水中ポンプ等の簡易な設備により揚水でき、現に掘削底面に湧水がない状態を目視確認できる場合、当該規定（1）（2）に基づく対応は要しないとする例外規定（3）を設けてはどうか。	地下水位が土地の形質の変更深さに比べて明らかに低く、土地の形質の変更により、溶出量基準不適合土壌が帯水層に接しない場合には、お示ししている施行方法の基準の対象とはならず、三のイ(1)又は(2)に基づく対応は要しません。 地下水位の上昇により基準不適合土壌が帯水層に接するおそれがある場合は、新たな汚染の拡散が懸念されるため、例外規定を設けることは考えておりませんが、雨天時に雨水が掘削底面に一時的にたまる場合は、帯水層に接する場合には当たらず、土壌汚染対策法施行規則第

		53条第2号に基づく飛散等の防止措置として、揚水等により適切に管理していただくことが考えられます。
34	三のイ(1)（ロ）について、一般に地下水位は季節変動や日変動等あるが、特に土地の形質の変更の期間が長期に及ぶ場合において、当該構造物を設置する前の地下水位はどのように評価するのか。	「当該構造物を設置する前の地下水位」は、設置時点の一時的な水位だけではなく、季節変動や日変動も考慮して評価することが望ましいと考えておりますが、構造物の設置前に地下水の変動範囲を把握することが難しい場合等には、個別具体的に判断することとなります。
35	鋼矢板その他の構造物の設置等により求められる遮水の効力は、準不透水層（層厚１ｍ以上、透水係数１×10-6m/s以下）と同等以上との理解でよいか。（２件）	御意見のとおりです。
36	土壌汚染の状況、地下水汚染の有無等の条件により、土地の形質の変更と一体とした鋼矢板その他の構造物の設置に限らず、リスクに応じて区分した基準を検討してほしい。	今後の施策の参考とさせていただきます。

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準の一部を改正する件（案）の概要に対する御意見

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
1	ふっ素・ほう素の管理値が海域の排水基準と同じ値とされている。実例があるかわからないが、現行の埋立地管理区域の要件では、内陸部の湖や河川を埋め立てた土地であっても該当し得るため、少なくとも管理値の適用は沿岸部の当該区域に限定するべきではないか。	御意見を踏まえ、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物については、海域を埋立て又は干拓した区域及び海域以外の公有水面を埋立て又は干拓した区域について、それぞれ管理値を定めることといたします。
2	六価クロム化合物の管理値が排水基準と同じ 0.2mg/L とされているが、排水基準は環境基準の 10 倍という考え方に基づいて設定されている。土壌溶出量基準は 0.05mg/L のままであることから、土壌汚染対策に係る制度内で整合を取るべきではないか。	埋立地管理区域は、埋立地であることや用途地域等から、将来にわたり当該土地の周辺における地下水の飲用利用等の可能性がない土地として区分されているため、飲用を前提とした地下水基準ではなく、環境保全の観点から、排水基準を参考とした管理値をお示ししています。
3	地下水基準の 10 倍を管理値と設定した趣旨について示していただきたい。	
4	形質変更中の地下水監視に用いる管理値について、地下水基準と異なる値を設定する科学的根拠及び適用を埋立地管理区域に限定する制度設計上の根拠を明示し、他の形質変更時要届出区域への適用可能性を検討されたい。	埋立地管理区域は、埋立地であることや用途地域等から、将来にわたり当該土地の周辺における地下水の飲用利用等の可能性がない土地として区分されているため、飲用を前提とした地下水基準ではなく、環境保全の観点から、排水基準を参考とした管理値をお示ししています。他の形質変更時要届出区域については、上述の要件を必ずしも満たすとはいえないことから、本管理値の適用は適当でないと考えております。
5	埋立地管理区域において最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合、全ての物質及び濃度	埋立地管理区域は、埋立地であることや用途地域等から、将来にわたり当該土地の周辺における地下水の飲用利用等の可能性がない土地と

	で対応出来ると読み取れるが、第二溶出量基準や物質によって適切に判断する必要があると考える。	して区分されていることから、特定有害物質の種類や濃度にかかわらず、本改正案が適当であると考えます。
6	新設される管理値の数値について、事業者・施工者及び周辺住民が納得感をもって運用・監視を行うため、設定根拠を示し、ガイドラインや Q&A 等により広く公表していただきたい。	通知等において必要な説明を記載いたします。
7	埋立地管理区域において管理値を用いる際は、地下水の流向、帯水層の連続性、隣接地等への流出の可能性を考慮し、流出の可能性が否定できない場合には地下水基準を設ける等、適用条件を明確にしてほしい。	埋立地管理区域であっても、隣接地が埋立地でない場合等、必要に応じて地下水基準を用いて地下水の水質の監視を行うことを考えており、通知等で必要な説明を記載いたします。
8	埋立地管理区域は地下水の飲用利用が想定されない土地であるが、汚染地下水の拡散に伴う土壌汚染の拡大についての考え方を示すべき。	
9	管理値以下の地下水汚染が臨海部の埋立地内の土地で土壌のもらい汚染を起こす可能性が考えられるため、周辺の土地の所有者等が承諾することを管理値適用の条件とするべきではないか。	
10	管理値による地下水の水質の監視の対象は、地下水が公有水面に向かって流れる土地及び帯水層に限定するべきであり、これらに対しては地下水基準による管理とするべき。	
11	土壌汚染の状況、地下水汚染の有無等の条件により、土地の形質の変更と一体とした鋼矢板その他の構造物の設置に限らず、リスクに応じて区分した基準を検討してほしい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
12	埋立地管理区域等では、もともと地下水基準や管理値に不適合となる地下水濃度である可能性があり、管理値として一律の濃度を設定すると、「地下水の汚染が拡大していない」のに、「汚染の拡大を防止する	施行方法の基準は、土地の形質の変更に伴う地下水汚染の拡大を防止することを目的としております。形質の変更に着手する前から管理値を超える地下水が既に確認されている場合には、着手前の測定結果と

	ための措置」を講じる必要が生じるといった不具合が発生すると思われるため、管理値は一律ではなく、各案件で工事前の地下水濃度を元に設定するべきであると考える。	の比較等により、形質の変更に起因する地下水汚染が拡大していないことを確認することが可能であると考えられることから、改正案の内容は適当であると考えます。
13	埋立地管理区域を含む臨海部の土地について、「地下水の飲用利用がない土地が多く存在すると考えられる」とあるが、実態を把握、公表した上で検討を進めるべき。	本改正（案）の概要は埋立地管理区域を対象としております。臨海部の土地の考え方や範囲については、引き続き検討を進めておりますので、今後の検討の参考とさせていただきます。
14	管理値の適用条件、評価地点、工事前から管理値を超える場合の扱い、自然変動等を踏まえた判定の方法を明確にしてほしい。	通知等において必要な説明を記載いたします。
15	臨海部特有の潮位変動等の自然的要因による地下水の水質変動は管理対象ではない旨を明記するべき。	
16	管理値を超える地下水が確認された場合の措置について、当該措置の効果確認の要否や措置の終了要件について具体的に示してほしい。	管理値を超える地下水が確認された場合の措置については、超過の原因や周辺影響の程度、地下水の流向、工事内容や進捗状況等によって異なります。 このため、措置の効果確認の要否や措置の終了要件についても、一律に定めることは困難であり、個別の状況に応じて判断する必要があると考えております。
17	観測井の設置について、現行のガイドライン（Appendix13）には間隔目安 30m以内と記載があるが、広大な敷地全域で工事を行う場合、一律の間隔で観測井戸を配置すると膨大な設置数となる。事業者への過大な負担を避けるべく、敷地規模や地下水流向等のリスクに応じた柔軟な観測井の設置要件をガイドライン等において明確にすべきである。	観測井の設置地点、数及び深度については、土壌汚染の程度、土地の形質の変更の方法及び期間等に基づき、個別具体的に判断することとなります。 通知等において必要な説明を記載します。

18	鋼矢板その他の構造物の設置等により求められる遮水の効力は、準不透水層（層厚１ｍ以上、透水係数１×10-6m/s 以下）と同等以上との理解でよいか。	御意見のとおりです。

要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法の一部を改正する件（案）の概要に対する御意見

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
1	計量法施行令第２８条の「土壌」の解釈として、環境中の土壌以外のもの、具体的には、プラントにおいて薬剤等が添加されて処理を施された改良土などの移動可能な状態で集積されている土壌は「計量証明書」は発行できず、計量証明書に準拠した「分析結果報告書」で対応するよう所管の計量検定所から指導を受けているため、「濃度の計量証明」の部分を「濃度の分析結果」とした方が良いのではないか。	御意見を踏まえ、計量法（平成四年法律第五十一号）第百七条の登録を受けた者が、規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法又は同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものといたします。
2	土壌の販売を業とする者が販売している土壌を分析する際のサンプリング方法・頻度を記載するべき。（５件）	御意見を踏まえ、山林、原野又はこれらに類する土地の土壌（廃棄物が埋め立てられている場所の土壌及び山林、原野又はこれらに類する土地以外の土地から搬入された土壌を除く。）について、当該土地の任意の一地点以上において採取した土壌に含まれる全ての特定有害物質の量を、規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法及び同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定することとし、その旨を追記します。
3	「土壌の販売を業とするもの」が指し示す範囲について、通知等により明確にされたい。特に施工業者が他の工事現場で出た建設発生土を持ち込む場合には、販売を業としていないことが想定されるが、この場合に適用されるかを明確化されたい。（２件）	御意見を踏まえ、「土壌の販売を業とする者」の範囲について、販売している土壌が山砂等（山林、原野その他これらに類する土地の土壌（廃棄物が埋め立てられている場所の土壌及び山林、原野又はこれらに類する土地以外の土地から搬入された土壌を除く。））である者に限ることとし、その旨を追記します。
4	「土壌の販売を業とする者」に汚染土壌処理業者が含まれないのであれば、その旨を明記するべき。	「土壌の販売を業とする者」に汚染土壌処理業者は含まれません。通知等において必要な説明を記載します。

5	土壌の販売を業とするものの分析結果が適正であることについて、どのように担保するのか。	計量法に基づく計量証明事業者による全ての特定有害物質の分析結果から、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが確認できるものとしており、これにより分析結果の適正性を担保できるものと考えています。
6	法第３条第１項による地歴調査は費用や調査時間がかかり、今回の改正の意図と反するため、法第３条第１項の地歴調査に囚われず、指定調査機関が「土壌が存在するおそれがない」と判断することを可としていただきたい。	試料採取等の対象外とする土壌については、法に基づく土壌汚染状況調査の結果が都道府県知事等に報告されていることをもって確認することが適当であると考えており、指定調査機関の判断のみにより対象外とすることは考えておりません。
7	計量証明事業者による計量証明が対象とする土壌の範囲と、実際に要措置区域へ搬入・使用される土壌との対応をどの既存記録又は情報によって確認するのかが、公表資料から分かる状態にしておく必要があるのではないか。	届出の際に適切な記録等により確認できる場合には、必ずしも公表情報による確認を要するものではないものと考えます。
8	計量証明事業者による分析結果は有効期限は設けるのか。	現行制度において試料採取等を不要としている認定土壌や浄化済土壌等については、分析結果の有効期限を設けていないことから、今回対象とする土壌についても、計量証明事業者による分析結果の有効期限を設けることは考えておりません。
9	土壌汚染状況調査における表層で基準適合が確認されている場合、表層以深の土壌は追加の試料採取不要で要措置区域に搬入可能となるのか。	本改正により試料採取等の対象としないことができる土壌は指定調査機関による土壌汚染状況調査の結果、区域指定を受けていない土地の土壌となります。
10	「法第３条第１項に定める方法による調査」と記載されると、敷地外の土壌で自治体残土条例等で調査をして全項目基準適合を確認した土壌（建設発生土）の利用が認められなくなる可能性があるため、当該土壌も利用できるような記載にして頂きたい。	今回の改正は、法に基づく土壌汚染状況調査により基準に適合していることが確認された土壌について、改めて法に基づいて試料採取等を行う必要がないこととするものです。このため、自治体の条例等に基

		づく調査の結果のみをもって、試料採取等の対象外とすることは考えておりません。
11	本件改正前に行われた調査により汚染がないことを確認し、その後に汚染状態に変更がないことを確認した場合にあっては、法施行後に調査を行った場合と同様に、試料採取等の対象としないことができることとされたい。	法令改正等により土壌汚染状況調査における判断基準等が変更される場合には、改正前に実施された調査結果の取扱いについて適切な経過措置を設けることとなります。このため、過去の調査結果については当該経過措置に基づき取り扱うことが適当であると考えております。
12	法第３条第１項に定める方法による調査が行われたときと要措置区域へ土壌を搬入し使用する時期が異なる場合、土壌汚染のおそれとして把握する内容が異なっている可能性があるのではないか。	
13	法第３条第１項に定める方法による調査が行われたときと要措置区域へ土壌を搬入し使用する時期が異なる場合、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準が見直され厳しくなっている場合があり、調査が行われたときの土壌溶出量基準及び土壌含有量基準には適合していたが、土壌を搬入し使用するときの規定では土壌溶出量基準又は土壌含有量基準には不適合であるという場合があるのではないか。	
14	法３条１項の地歴調査で汚染のおそれを確認できないこともあるので、搬出元における試料採取等調査またはそれに替わる残土調査等による確認は必要ではないか。	土壌汚染対策法では、地歴調査の結果に基づき土壌汚染のおそれの有無を判断する仕組みとしていることから、汚染のおそれがないと判断された土壌について、改めて試料採取等調査を行う必要はないと考えております。
15	同じ調査契機による調査の結果、汚染が確認されなかった土地（区域外）の土壌はそのまま、区域内への搬入土壌に利用して差し支えない旨を明記して欲しい。	本制度は同じ調査契機であるかは問わず、すでに土壌汚染状況調査が実施され、汚染のおそれがない又は汚染がないことを確認された土地の土壌であれば試料採取等を実施することを不要とする制度です。

16	土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地から搬入した土壌で埋め戻すことについて土対法上は問題ないと思うが、あくまでも土対法上の判断であり、土壌汚染がないということを示しているわけではない（ 土対法の調査を実施済みの範囲も同様 ）ことを強調しておくべき。	御指摘の点は、土壌汚染対策法に基づく調査一般に共通する考え方であり、今回の取扱いに特有のものではないことから、特段明記することは考えておりません。
17	土壌汚染状況調査の結果により試料採取等の対象としない土壌について、他自治体の土地からの搬入を想定しているか。また、当該調査結果の確認方法及び搬出までの土地管理状況の確認事項を施行通知等で示されたい。	本制度は指定調査機関による土壌汚染状況調査が実施され、汚染のおそれがない又は汚染がないことを確認された土地の土壌であれば、試料採取等を実施することを不要とする制度であり、当該土地の所在地を同一の自治体に限ることは考えておりません。 土壌汚染状況調査の結果により試料採取等の対象としなかった土壌について、当該調査結果の写し等を届出させること等について通知等において必要な説明を記載します。
18	試料採取の対象外と判断するために必要な書類や判断基準等をガイドライン等でも明示し、自治体ごとに追加分析が求められない全国統一の運用としていただきたい。	改正内容が適切に運用されるようガイドライン等において必要な説明を記載します。
19	汚染区画への埋め戻し土壌に関しては適切に管理すべき事項であることから、改正内容が適切に運用されるように、施行時の確認方法や手順などについて、ガイドライン等で示して頂きたい。	

その他の御意見

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
1	昨今、豪雨による水害が発生していることを鑑み、汚染物質管理も土質・水層の上下に関わらず、災害時でも流出しないことを条件とするべき。	今後の施策の参考とさせていただきます。
2	土壌汚染や感染症の懸念から土葬には衛生上の観点で反対だが、仮にイスラム教徒に認める場合は厳格な制度とルールを設け、違反時は火葬するほどの徹底した運用を行い、他宗教への波及や日本人の墓・生活圏への影響を防いでほしい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
3	水は命の源であり国民の生命・安全を守ることが政府の基本義務であるため、水質基準の緩和や搬入土壌の有害物質検査免除には断固反対であり、憲法第 13 条が保障する生存権を守るためにも現行の厳格な検査・基準を維持または強化すべきである。	今後の施策の参考とさせていただきます。
4	概要に記載されている内容以外の改正案についてもすべて明らかにして、意見を募集すべきではないのか。また、意見募集開始については、環境省ホームページやメール配信サービス等でも知らせてもらいたい。	今後の施策の参考とさせていただきます。